

1. 岡山短期大学学則

第1章 目的および使命

第1条 本学は、教育基本法、学校教育法および短期大学設置基準により、高等学校基礎教育の上に一般の学術文化の研究を行なうとともに、専門教育に重きをおく短期大学教育を施し、よき社会人として時代の進運に応じ、Society 5.0 で実現する地域社会の指導者たるの人材を養成し、併せて幼稚園の教員および保育士たる資質を育成するをもって目的とする。

(2)本学は、第1項にかかげる目的および使命を達成するため、本学の教育研究水準の向上を図り、本学における教育研究活動等の状況について自己点検および評価を行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣が認証する評価機関の実施する評価を受ける。

(3)本学は、本学における教育研究活動等の状況について報告書にまとめ、広く周知を図るものとする。

(4)本学は、教員の大学教育に対する教育研究の使命及び教育意識の改革を含めて、大学の教育、研究、社会サービスの機能の充実を図るための教員の資質開発を目的とするファカルティディベロップメント（FD）を実施する。

(5)本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員（事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含む）に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるためのスタッフディベロップメント（SD）を実施する。

(6)本学は、短期大学又は学科の教育上の目的を踏まえて、次に掲げる三つの方針を定め、これについての情報を公表するものとする。

一 卒業認定・学位授与の方針

二 教育課程編成・実施の方針

三 入学者受入れの方針

第2条 本学は岡山短期大学と称する。

第3条 本学は、岡山県倉敷市有城787番地におく。

第2章 学科修業年限および定員

第4条 本学に、幼児教育学科をおく。

第5条 本学の修業年限は2ヶ年とする。但し在学年数は4年をこえることはできない。

第6条 毎年本学に入学せしめる学生の学科の定員および収容定員は、次の表の通りである。

| 学 科 | 入学定員 | 収容定員 | 備 考 |
|--------|------|------|-----|
| 幼児教育学科 | 100 | 200 | 2年制 |
| 計 | 100 | 200 | |

第3章 授 業 科 目

第7条

授業科目は、基礎教育科目および専門教育科目とする。

第8条

学科各学年の、基礎教育科目および専門教育科目の授業科目と単位数は別表の通りである。

- (2)前項により開設する授業科目のほか教育上有益と認めるときは、特別授業科目を設けることができる。
- (3)前項実施に関して必要な事項は別に定める。

第4章 単 位 ・ 授 業 お よ び 卒 業 の 要 件

第9条

各授業科目の履修方法は、別表の通りである。

- (2)1の授業科目に対する課程を修了した者には、単位を与える。
- (3)前項の単位数を定めるに当っては、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

イ)講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

ロ)演習については、原則として30時間の授業をもって1単位とする。

但し、別に定めるものについては、15時間の授業をもって1単位とすることができる。

ハ)実験、実習および実技については、原則として45時間の授業をもって1単位とする。但し別に定めるものについては、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

第9条の2

1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

- (2)各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。但し教育上特別の必要がある場合は、これらの期間より短い期間において、授業を行うことができる。
- (3)授業の方法は、講義、演習、実験、実習および実技とする。

第10条

1の授業科目の履修を終え、授業時間の3分の2以上出席した学生に対し、試験の上単位を与えるものとする。

但し、卒業論文、卒業制作等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

- (2)学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するために、卒業要件と

して学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を30単位とする。

- (3) 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、(2)の上限を超えて履修科目の登録を認める。
- (4) 授業科目の学習評価は100点法をもって採点し、80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とする。

第11条 卒業の要件は、2年以上在学し、別表（別表1および別表2）授業科目の区分ごとに次の各号に定める単位を含め、62単位以上を修得するものとする。

- イ) 基礎教育科目については、10単位以上。
- ロ) 専門教育科目については、37単位以上。

第11条の2 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学または大学との協議により、学生が当該他の大学等の授業科目を履修することを認めることがある。

なお、当該大学等において修得した単位については、30単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

- (2) 前項の規定は、学生が外国の大学等に留学する場合に準用する。
この場合当該大学等において修得した単位については、前項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
- (3) 本学学生が、本学専攻科、別表3-1の専門教育科目を履修する場合も前項に準ずるものとする。
- (4) 第14条の規定により本学に入学する者で、入学前に他の短期大学又は大学で履修又は修得した授業科目の単位については30単位を超えない範囲で、本学において修得した単位としてみなすことができる。
- (5) 前各項の実施に関して必要な事項については別に定める。

第11条の3 幼児教育学科の学生で、教員免許状を得ようとする者は、第11条によるほか、教育職員免許法および同法施行規則に定められた授業科目の所要単位を修得しなければならない。

- (2) 本学の学科において取得できる教員免許状の種類は次の通りである。

| 学 科 名 | 取得できる免許状の種類 |
|--------|-------------|
| 幼児教育学科 | 幼稚園教諭二種免許状 |

- (3) 幼児教育学科の学生で卒業後保育士の資格を得ようとするものは第11条に規定する授業科目の単位を含めて、児童福祉法および同法施行規則に基づいて保育士養成に定められた授業科目の単位を修得しなければならない。
- (4) 本学学生で卒業後、図書館司書の資格を得ようとするものは、第11条に規定する授業科目の単位を含めて、図書館法施行規則に基づく本学図書

- 館学授業科目(別表3-1)につき所要単位を修得しなければならない。
- 第12条 卒業の認定は、第11条の単位を2年以上の間に履修した者につき、教授会の議を経て学長これを行う。
- (2)学長は、前項により認定された者には、卒業証書及び短期大学士の学位を授与する。

第5章 入学・転学・休学・退学

- 第13条 入学は毎学年の始めとする。ただし、再入学および転入学について、学期の始めとすることができる。

- 第14条 本学に入学できる者は、次の各号の何れかに該当する者でなければならない。

1. 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む)
3. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
4. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
5. 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
6. 文部科学大臣の指定した者
7. 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)
8. 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると本学が認めたもの
9. 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者で、18歳に達した者

- 第15条 他校よりの転入学は、教授会の議を経て学長がこれを定める。

- 第16条 入学志願者は、所定の書式に準じ、入学願書、出身学校在学中の学業成績書、健康診断書、出身学校の人物考定書を提出しなければならない。

- (2)入学者の選抜および入学許可は教授会の議を経て学長これを行なう。

- 第17条 入学を許可された者は、所定の期日までに、在学誓書、戸籍抄本(または、住民票記載事項証明書)および保証人の保証書を差出さなければならない。

- 第18条 保証人は一家計を立て、学生在学中における一切の事件につき、その責に任ずることのできる者であって、なお、学長の適当と認めた者に限る。

保証人にして、前記の定める条件を欠く場合は、遅滞なく新たなる保証人を届け出るものとする。学長は、保証人で不相当と認める場合は、これを変更させることができる。

第19条 疾病、その他により欠席したときは、その理由および欠席日数を具し、保証人連署の上届け出なければならない。1週間以上におよぶときは、医師の診断書を必要とする。

第20条 疾病、その他の理由で、引き続き修業を中止しなければならない者は、医師の診断書およびその理由を詳記し、保証人連署の上で願い出て、学長の許可あるときは、1ケ年以内の休学をすることができる。

休学期間は所定の在学期間に算入しない。

(2) 休学期間が満了のとき、または休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

第21条 退学しようとする者は、保証人連署の上理由を詳記し、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

第22条 退学した者で再入学を願い出た場合は、前の在学中の成績を考査し、学長がこれを許可することがある。この場合、退学以前の在学期間および修了科目は、所定の在学期間並びに履修科目に算入することができる。

第6章 学 費

第23条 入学志願者は入学検定料 24,000 円と、入学を許可された者は入学金 190,000 円を納めなければならない。既納入学検定料および入学金は事情の如何を問わずこれを返還しない。

第24条 授業料、教育充実費および施設設備費は夫々年額 620,000 円、150,000 円および 57,000 円とし、次の割をもって、每期開始後 10 日以内に分納すべきものとする。

前期 413,500 円

後期 413,500 円

既納の授業料、教育充実費および施設設備費は、事情の如何を問わずこれを返還しない。

第7章 教 員 組 織

第25条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

第8章 教 授 会

第26条 教授会は、本学の教授をもって組織し、准教授、その他の教員を加えることができる。

- (2) 教授会は次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
1. 学生の入学及び卒業に関すること
 2. 学位の授与に関すること
 3. 教育課程の編成に関すること
 4. 学生の懲戒に関すること
 5. その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めること
- (3) 教授会は学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第9章 専攻科

- 第27条 本学に、幼児教育学科の専門教育の上に更に精深な学術技能を研究教授し、特に技術の向上と応用能力の伸展をはかるため専攻科をおく。
- 第28条 専攻科の修業年限は1ケ年とし、昼間授業とする。
- 第29条 専攻科の名称は岡山短期大学専攻科と称し、幼児教育専攻10名とする。
- 第30条 専攻科に入学し得る者は、次の各号の1に該当することを必要とする。
1. 幼児教育専攻に入学し得る者は、幼児教育に関する短期大学の卒業者。
 2. 本学において短期大学卒業者と同等以上の学力があると認め、入学後の履修に相当と認められる者。
- 第31条 専攻科の授業科目は別表4の通りである。
- 第32条 専攻科における授業科目の履修は別表に定められた授業科目の中から30単位以上選択修得しなければならない。
- 第33条 (1) 専攻科入学志願者は、入学検定料10,000円と、入学を許可された者は入学金100,000円を納めなければならない。但し本学卒業生に対しては、入学金を免除する。
- 既納の入学検定料および入学金は事情の如何を問わずこれを返還しない。
- (2) 授業料は年額420,000円とし、授業開始後10日以内に全納しなければならない。既納の授業料は、事情の如何を問わずこれを返還しない。
- 第34条 実験実習に関する費用は別に徴収する。
- 第35条 専攻科に1年以上在学し所要の単位を履修した者には修了証書を授与する。

第10章 図書館

- 第36条 本学に図書館をおく。ただし、これが規則は別に定める。

第11章 科目等履修生

- 第37条 入学資格のない者といえども、適当な学力があると認められた者で、授業科目の履修を願い出た者は、一般学生の学習に差支えない限り、科目等履修生として許可し、第10条により単位を認定することができる。
- (2) 図書館司書の資格を証明する図書館に関する科目の単位修得証明書を得ようとするものは、図書館法施行規則に基づく本学図書館学授業科目(別表3-1)につき所要単位を修得しなければならない。
- (3) 科目等履修生について必要事項は別に定める。
- 第38条 科目等履修生の守るべき規則は、一般学生に準ずる。但し、卒業に関する規則と第14条とを除く。
- 第39条 科目等履修生で、単位修得を要しないものは聴講生とし、聴講授業科目の聴講を完了した者には、その授業科目の聴講修了証書を授与する。
- (2) 聴講生について必要事項は別に定める。

第12章 外国人留学生

- 第40条 外国人で、短期大学または大学において教育を受ける目的をもって入学し、本学に入学を志願する者があるときは、選抜の上、外国人留学生として入学を許可することができる。
- (2) 外国人留学生について必要事項は別に定める。

第13章 公開講座

- 第41条 本学に公開講座を開設することができる。
- (2) 公開講座に、本学学生も参加することができる。
- (3) 公開講座について必要な事項は別に定める。

第14章 学年・学期・休業日

- 第42条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 第43条 学年を分つて、次の2期とする。
- 前期 4月1日より9月10日まで
後期 9月11日より3月31日まで
- 第44条 本学の休業日は、次の通りである。
1. 本学開学記念日10月27日(但し出校)
 2. 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 3. 日曜日
 4. 春期休業 3月21日より3月31日まで
夏期休業 8月1日より9月10日まで
冬期休業 12月22日より1月7日まで

第 44 条の 2 学長は必要があると認めるときは、前条各号に掲げる休業日以外の日に臨時に授業を行わないことができる。

(2)学長は必要があると認めるときは、前条各号に掲げる休業日に臨時に授業及び定期試験を行うことができる。

第 1 5 章 学 寮

第45条 保護者の許から直接通学できない者のために学寮を置く。

第46条 学寮に関する規則は別にこれを定める。

第 1 6 章 賞 罰

第47条 品行端正で学力優秀な者、または恪勤精励な者に対しては、卒業時これを表彰することがある。

第48条 学生にして、学校の内外を問わず学校の秩序を乱し、学生としての本分に反した者には、その軽重により、訓告、停学、退学処分に付することがある。

(2)前項の手續は学長が別に定める。

第49条 前条の規定のほか、次の一に該当する者は学長が別に定める手續を経て退学に処する。

1. 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
2. 学業劣等で成績の見込みがないと認められた者
3. 正当の事由なく出席常でない者
4. 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

附 則

1. 本規則は昭和 26 年 4 月 1 日より施行する。
2. 本規則施行に必要な細則は、学長別に之を定むるものとする。

附 則

1. 本学則は昭和 33 年 4 月 1 日より改正施行する。
2. 本学則に必要な細則は、学長別に定むるものとする。

附 則

本学則は昭和 38 年 4 月 1 日より改正施行する。

附 則

本学則は昭和 39 年 4 月 1 日より改正施行する。

附 則

本学則は昭和 40 年 4 月 1 日より改正施行する。

附 則

本学則は昭和 41 年 4 月 1 日より改正施行する。

附 則

本学則は昭和 43 年 4 月 1 日より改正施行する。

附 則

本学則は昭和 45 年 4 月 1 日より改正施行する。

附 則

本学則は昭和 47 年 4 月 1 日より改正施行する。

附 則

本学則は昭和 51 年 4 月 1 日より改正施行する。

附 則

本学則は昭和 52 年 4 月 1 日より改正施行する。

附 則

本学則は昭和 54 年 4 月 1 日より改正施行する。

附 則

本学則は昭和 55 年 4 月 1 日より改正施行する。

附 則

本学則は昭和 56 年 4 月 1 日より改正施行する。

附 則

本学則は昭和 57 年 4 月 1 日より改正施行する。

附 則

本学則は昭和 58 年 4 月 1 日より改正施行する。

附 則

本学則は昭和 60 年 4 月 1 日より改正施行する。

附 則

本学則は昭和 61 年 4 月 1 日より改正施行する。

附 則

本学則は昭和 62 年 4 月 1 日より改正施行する。

附 則

本学則は昭和 63 年 4 月 1 日より改正施行する。

附 則

本学則は平成元年 4 月 1 日より改正施行する。但し、昭和 63 年度以前の学生についてはなお従前どおりとする。

附 則

本学則は平成 2 年 4 月 1 日より改正施行する。

附 則

1. 本学則は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

2. 第6条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

| 年度 学科・専攻 | 平成3年度 | | 平成4年度 ～ 平成11年度 | | 平成12年度 | |
|-------------|--------------|--------------|----------------------|--------------|--------------|--------------|
| | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 |
| 食物栄養学科 | 150 (100) | 250 (200) | 150 (100) | 300 (200) | 100 (100) | 250 (200) |
| 英語科 | 150 | 250 | 150 | 300 | 100 | 250 |

備考 食物栄養学科欄()内数字は厚生労働大臣指定にかかる栄養士養成課程の学生定員である。

附 則

本学則は平成4年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成5年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成6年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成7年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成8年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成9年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成10年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成11年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成12年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成13年4月1日から施行する。

附 則

1. 本学則は平成14年4月1日から施行する。

2. 「児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」(平成13年厚生労働省告示第198号)が、平成14年4月1日より適用されることに伴い、新しい保育士養成カリキュラムを平成14年4月の新入生(1年生)から順次、学年進行によって適用する。

附 則

本学則は平成 15 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

本学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 16 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

本学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. 本学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2. 第 6 条に規定する学生定員は、次のとおりとする。

| 年度 学科 | 平成 22 年度 | | 平成 23 年度以降 | |
|----------|----------|------|------------|------|
| | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 |
| 幼児教育学科 | 100 | 250 | 100 | 200 |
| 計 | 100 | 250 | 100 | 200 |

附則

1. 本学則は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

2. 「児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」(平成 22 年厚生労働省告示第 278 号)が、平成 23 年 4 月 1 日より適用されることに伴い、新しい保育士養成カリキュラムを平成 23 年 4 月の新入生(1 年生)から順次、学年進行によって適用する。

附 則

本学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。